

交付金の持越について

【内容】

次の目的の場合に限り交付金の持越が可能となります。

- ・次年度当初に交付金が交付されるまでの間の（概ね4～7月の間）の活動資金の確保
- ・税込200万円未満の工事を実施するための資金確保

【注意点】

- 目的を持って計画的に行うもので、余った交付金を次年度に送るものではありません。
- 活動計画書に定められた活動を確実に実施することが前提です。
- 持越を行う場合は、持越資金計画申出書（以下、資金計画）を提出する必要があります。
- 資金計画に記載した持越額に次の変更が生じた場合は、変更理由を記載した資金計画の提出が必要です。
 - ①増額変更、②3割を超える減額変更
- 持越ができるのは、協定終了年度の前年度までです。令和4年度から令和8年度で今期は終了ですが、次期協定の5年間も活動を継続することを条件とすること（各組織の総会で『次期も取組む』と議決を得ておく必要がある）で、活動終了年度の交付額の3割程度を上限として、次年度に持越することができます。
- 持越額が当該年度の交付額の3割を超え、かつ、100万円以上となる場合は資金計画に「持越金の使用予定表」を添えて提出する必要があります。

持越金の使用予定表

<参考>

農地維持・資源向上（共同）

◇次年度への持越金が、当該年度交付額の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成

◇算定根拠について、市町担当者から提出を求められた場合には、添付すること

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
4月	活動 保険料（15人分）	20,000 円	保険会社の見積書
5月	日当（水路泥上げ15人分）	150,000 円	組織の規定
5月	機械借上げ料（水路泥上げ）	20,000 円	過去の実績
6月	日当（農道草刈り15人分）	150,000 円	組織の規定
6月	お茶代（農道草刈り15人分）	1,500 円	
		円	
		円	
	計	341,500 円	